四　発行方法　日本銀行による借換えのための引受け
五　発行額　額面金額で一兆二千百九十五億円
六　最低額面金額　千万円
七　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
八　発行日　平成二十八年一月二十日
九　発行価格　額面金額百円につき百円七銭三厘
十　償還期限　平成二十九年一月二十日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十一　償還金額　額面金額百円につき百円
十二　元金支払場所　日本銀行
十三　払込期日　平成二十八年一月二十日

○財務省告示第三十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十八年一月二十五日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年二月四日

財務大臣　麻生　太郎

一　名称及び記号　国庫短期証券（第五百八十四回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、同条第四項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆千百九十五億五千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千九百四億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆千百九十七億六千七百七万四千二百五十円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千九百四億二千六十九万千二百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十八年一月二十五日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円四厘五毛以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円五厘三毛
十二　償還期限　平成二十八年四月二十五日
ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十八年一月二十五日

○厚生労働省告示第二十三号

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十五条第二項及び第八十五条の二第二項（これらの規定を同法第百四十九条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十四条第二項及び第七十五条第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年二月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

第一条　健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

第一号の表健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号。以下「規則」という。）第五十八条各号に該当する者以外の者の項中「一食につき二百六十円（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一食につき三百六十円）」に改め、同表に次のように加える。

規則第五十八条第四号又は第五号に該当する者であって、同条第一号から第三号までに該当しないもの	一食につき二百六十円

第二号の表規則第六十二条の三第四号に該当する者以外の者であって、同条第一号又は第二号に該当するものの項及び規則第六十二条の三第四号に該当する者以外の者であって、同条第三号に該当するものの項中「第六十二条の三第四号」の下に「又は第五号」を加え、同表規則第六十二条の三第四号に該当する者であって、同条第一号から第三号までに該当しないものの項中「一日につき零円と一食につき二百六十円との合計額」を「一日につき零円と一食につき四百六十円との合計額（ただし、平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間においては、一日につき零